

専決処分第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決する。

平成29年2月9日

四万十町長 中尾 博憲

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|---|-----|
| 1 | 相手方 | 住所 | (略) |
| | | 氏名 | (略) |
| 2 | 事故の概要 | 平成29年1月10日午後8時頃、自動車で町道久保川河内線を走行中、落石があり、車体を損傷したもの。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金51,840円
内訳（車両修理費用） | |